

平成 29 年度北海道民間賃貸住宅等家賃支援事業補助金の交付について（補助金募集要領）

平成 29 年 3 月 29 日

北海道総合政策部地域創生局地域政策課

1 趣旨

東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故により、岩手県、宮城県、福島県から道内の応急仮設住宅に避難していた世帯のうち、応急仮設住宅の供与期間終了後も道内の民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯に対し、円滑な生活再建を図ることができるよう、北海道民間賃貸住宅等家賃支援事業補助金交付要綱等に基づき補助金を交付します。

《応急仮設住宅》

借上げ住宅（民間賃貸住宅、雇用促進住宅）・公営住宅のみなし仮設住宅、その他自治体の支援により無償提供されていた公営住宅等

《民間賃貸住宅等》

道営住宅及び市町村営住宅以外の賃貸住宅

2 補助対象者

平成 29 年 1 月 1 日以降、道内の応急仮設住宅で避難生活を送っていた避難世帯のうち、道が定める収入要件「月額所得 21 万 4 千円以下」（※ 1）を満たし、応急仮設住宅の供与が終了した後も、道内の民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な「世帯の代表者」とします。

留意点

- ・「世帯の代表者」とは、原則として、供与終了時点又は退去時点で入居していた応急仮設住宅の世帯主である応急仮設住宅の契約者、又は、応急仮設住宅の使用許可を受けていた方です。

次の世帯は、補助対象から除きます。

- 岩手県 山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、及び陸前高田市からの避難世帯
- 宮城県 石巻市、名取市及び女川町からの避難世帯
- 福島県 避難指示区域（平成 27 年 6 月 15 日時点）からの避難世帯
 - ア 帰還困難区域
 - イ 居住制限区域
 - ウ 避難指示解除準備区域
- 東京電力ホールディングス株式会社による原子力損害賠償（住宅確保損害及び家賃に係る賠償）の対象となる世帯（平成 27 年 6 月 15 日時点で避難指示が解除されていた田村市都路地区、川内村の東部地区（ともに原発から 20km 圏内）又は檜葉町の一部（原発から 20km 圏外）からの避難世帯）
- 応急仮設住宅について、不適正な入居が認められる世帯

（※ 1）収入要件（月額所得 21 万 4 千円以下）の計算方法

$$\text{月額所得} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38 \text{ 万円} \times \text{同居者数})}{12 \text{ か月}} \leq 214,000 \text{ 円}$$

○申請世帯の月額所得

世帯全員の年間所得の合計額（※2）から、応急仮設住宅等の入居者数から代表者1名を除いた人数に38万円を乗じた金額を差し引き、その金額を12か月で除した金額（1円未満の端数は切捨て）とします。

（※1）世帯全員の年間所得の合計額について

市区町村長発行の平成28年度所得証明書（平成27年分）を19歳以上（平成29年4月1日時点）の世帯全員（※3）分取得し、それぞれの証明書に記載された各種控除後の所得金額を合算した金額とします。

なお、18歳以下（平成29年4月1日時点）の子どもとの母子避難又は父子避難の二重生活世帯（父のみ、母のみ、子どものみの避難は適用外）は、世帯全員の年間所得に2分の1を乗じた金額（1円未満の端数は切捨て）を世帯全員の年間所得の合計額として取扱います。

（※2）世帯全員

補助金交付申請を行う応急仮設住宅の入居世帯の構成員及び別に生活する同一生計の家族（配偶者、扶養している家族など）とします。

なお、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の発生以降、複数世帯が応急仮設住宅1戸1世帯として応急仮設住宅に入居し、供与終了に伴い、元の複数世帯となった場合においては、世帯ごとの代表者による申請を認めますが、そのときの年間所得及び月額所得については、応急仮設住宅の入居世帯ではなく、申請世帯をもとに計算することとします。

※ 世帯全員の住民票謄本などで応急仮設住宅の入居世帯の構成員以外の方の氏名が掲載されている場合は、その方も同一生計の家族と考えられることから、その方の所得証明書も提出していただくこととなります。ただし、その方が同一生計ではない場合は、各世帯の直近の電気等の料金明細など、同一生計ではないことを証明する書類も提出してください。

3 民間賃貸住宅等への転居について

(1) 次のアからカまでの事由により、最後に居住していた応急仮設住宅から転居する場合も支援対象とします。

- ア 住宅が手狭になったため
- イ 通院・通学のため
- ウ 家賃が低廉な住宅に移るため
- エ 貸主の都合のため
- オ 身の危険があるため
- カ その他知事が必要を認める事由

(2) 支援対象とする転居先は、北海道内とします。

4 補助対象経費及び期間

(1) 経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象となる世帯が負担する家賃等（住宅の賃貸借契約書に記載された次のアからウに掲げる費用）とします。

- ア 家賃
- イ 共益費（管理費）
- ウ 駐車場代

(2) 期間

平成29年4月分から平成30年3月分（最大）

5 補助金の額

北海道が交付する補助金の額は、以下のとおりとします。

- ・家賃等の2分の1（月額上限1万5千円まで）
- ・ただし、福島県からの避難世帯は、家賃等から「福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金」の額を控除した額の2分の1（月額上限1万5千円まで）とします。

※補助金の月額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

6 補助金の交付申請手続き

補助金交付申請書（要綱第1号様式）に次に掲げる書類を添付の上、道へ提出してください。

(1) 民間賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し

(2) 最後に居住していた応急仮設住宅の契約書の写し

契約書の写しの代わりに、貸与決定書や通知書、使用許可書の写しなど、応急仮設住宅の同居者の氏名等が分かる書類でも対応可とします。

供与期間の終了日前（平成29年1月1日から平成29年3月30日の間）に、他の民間賃貸住宅等に転居された場合は、併せて退去届の写しも提出して下さい。

また、契約書や退居届の写しが提出できない場合は、代わりに申立書の提出により、道から住宅管理者への内容照会によっても対応可とします。

(3) 世帯全員分の住民票謄本

(4) 世帯全員分の市区町村長が発行する平成28年度所得証明書（平成27年分）

19歳以上（平成29年4月1日時点）の世帯構成員に係る所得証明書を提出してください。

(5) 補助金の振込口座が確認できる預金通帳の写し

(6) 母子避難又は父子避難の二重生活世帯については、上記(3)の住民票により二重生活の確認ができない場合、電気等の料金明細など、母子又は父子と、母又は父の配偶者が離れて暮らしていることので分かる書類

契約者名、使用場所及び使用年月が確認できる直近の「電気ご使用量のお知らせ」等のコピーを提出してください。なお、ガス、水道料金等の他の公共料金の領収書や検針票等を提出する場合、契約者名、使用場所及び使用年月が記載されていない場合がありますので、必ず全ての項目が記載されているものを添付してください。

(7) その他知事が必要と認める書類

※補助金の交付申請は、1世帯（移転前に居住していた住宅1戸）当たり1回とします。

ただし、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の発生以降、複数世帯が応急仮設住宅1戸1世帯として応急仮設住宅に入居し、供与終了に伴い、元の複数世帯となる場合においては、世帯ごとの代表者による申請を認めますので、この場合は震災前に別世帯であったことを証明する書類も提出してください。

7 補助金の交付申請期間

補助金の交付申請の期限は、平成30年3月10日までとします。

※ 補助金の交付申請の期限前であっても、予算等の関係から補助金の交付申請の受付を終了する場合がありますので、予めご承知おきください。

【補助対象金額の算定について】

北海道が申請書（要綱第1号様式）を受理した月の家賃等から対象とします。なお、日割り計算が生じる場合、契約書に日割り計算の規定が無い場合は、月の家賃等を30日で割った金額に入居日数を乗じた金額（1円未満の端数を切捨て）を対象にします。

ただし、**平成29年5月末まで**に北海道が申請書を受理した場合、補助対象とする当該住宅の家賃等は、平成29年4月分から算定できるものとします。

なお、世帯の一部が民間賃貸住宅等にて避難生活を始めている一方で、世帯の一部が応急仮設住宅に残って避難を続けていた場合、後者は、平成29年1月1日以降に応急仮設住宅に居住していれば補助対象としますので、後者の代表者の方が補助申請してください。

8 審査

(1) 審査の方法

道において補助金交付要綱、本募集要領等を踏まえ、提出された書類の内容を審査し、補助金交付の可否及び交付金額を決定します。

なお、必要に応じ、補助申請者に対して、資料の追加提出を求める場合や、電話等による確認を行う場合があります。

(2) 審査における留意事項

ア 補助申請者

補助申請者となる「世帯の代表者」については、上記2の留意点に記載のとおり、原則として、供与終了時点又は退去時点で入居していた応急仮設住宅の世帯主である応急仮設住宅の契約者、又は、応急仮設住宅の使用許可を受けていた者を想定しています。

世帯の代表者は、避難を継続する民間賃貸住宅等の契約者と同一人物であることが基本ですが、高齢等により貸主と契約できないなどの事情がある場合は、供与終了時点で入居していた応急仮設住宅の入居世帯の世帯構成員が契約者となるようにしてください。

（応急仮設住宅の入居者でない者による民間賃貸住宅等の契約は、避難の継続の必要性がない世帯とみなし、原則として支援対象外とします。）

イ 収入要件

次の手順により、審査を進めていきます。

- ①申請書、添付書類、応急仮設住宅の入居者名簿をもとに、対象世帯であるかどうかを確認するとともに、世帯の代表者、構成員及び同居者控除人数を確認します。
- ②世帯全員の住民票謄本等をもとに、別に生活している同一生計の世帯構成員について確認します。
- ③電気料金の領収書等をもとに、二重生活世帯について確認します。
- ④①から③までの内容を踏まえて、世帯全員の所得証明書をもとに、世帯全体の年間所得を算出し、収入要件の基準額以下であるかどうかを審査します。

(3) 交付決定

交付決定に当たっては、条件を付す場合、申請金額から一部減額して交付する場合があります。

※ 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知を受けた日から10日以内に申請の取下げができます。

9 事業の実施

(1) 避難を継続する住居や家賃等に変更が生じる場合等

補助事業者は、補助事業等の内容その他申請に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ「北海道民間賃貸住宅等家賃支援事業変更（中止・廃止）承認申請書」（要綱第4号様式）を提出し、承認を受けてください。

(2) 補助金の請求

補助事業者は、原則として、平成29年4月分から起算して3か月分ごとに家賃等の支払い実績の分かる書類（領収書等）をまとめて添付の上、「請求書（要綱第7号様式）」を3か月分の最終月の家賃等を支払った日から起算して15日以内に提出してください。

なお、平成30年3月分を含む家賃等の補助金については、平成30年3月31日までに請求書等を提出してください。

(3) 補助金の交付

補助事業者から請求書を受理したときに補助金を交付します。

(例) 月々の家賃等を前月の末日に支払う場合の補助金の交付（目安）

家賃等の期間	(例) 3か月分の最終月の家賃支払日	(例) 道への補助金交付請求書等の提出期限	補助金の交付（目安）
平成29年4月分から6月分まで	平成29年5月30日	平成29年6月14日	平成29年7月
平成29年7月分から9月分まで	平成29年8月31日	平成29年9月14日	平成29年10月
平成29年10月分から12月分まで	平成29年11月30日	平成29年12月14日	平成30年1月
平成30年1月分から3月分まで	平成30年2月28日	平成30年3月14日	平成30年4月

※ 月々の家賃の支払い時期によって、上表の「(例) 道への補助金交付請求書等の提出期限」欄や「補助金の交付（目安）」欄の日付が変わります。

(4) 交付決定の取消し等

補助事業者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、取消しの決定を通知します。

ア 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。

イ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

ウ 上記ア、イのほか、補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件その他法令もしくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

上記ア～ウの規定は、補助金の額の確定があった後においても適用されます。

なお、取消しを行ったときは、返還の猶予期間及び必要な加算金等を定めるものとします。

(5) 状況報告

必要があると認める場合は、補助事業者に対して進捗状況等の報告を求め、事業の執行に関して必要な指示をし、関係書類の検査、関係者への照会を行う場合があります。

(6) 事業完了・実績報告

補助事業者は、事業完了日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに、「北海道民間賃貸住宅等家賃支援事業実績報告書（要綱第9号様式）」を道に提出してください。

(7) 額の確定

道は、(6)による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の趣旨に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し「額の確定通知書（要綱第10号様式）」により通知します。

10 留意事項

補助申請者による申請費用は、申請者の負担となります。

11 申請窓口及び問い合わせ先

北海道総合政策部地域創生局地域政策課

場 所 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-204-5800

（受付時間8時45分から17時30分まで（土日祝休日、年末年始を除く。））